

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第1号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年1月6日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 理由

令和7年11月26日午前11時30分頃、幕別町札内暁町282番地の14付近の町道暁町道路9号において、相手方が運転する車両が灯油配達のために幕別町札内暁町282番地の14の住宅に車両を寄せ、路面排水設備である雨水枡を通過した際に、雨水枡のグレーチングが跳ね上がり、車両左側下部の燃料タンク及び付随する部品等を損傷する物的損害が生じたことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

2 損害賠償額

368, 401円

3 損害賠償の相手方

中川郡幕別町札内曉町273番地

坂本石油株式会社

代表取締役 坂本 一